

退職記念最終講義

部落問題の解決過程と社会福祉研究の交点

石倉 康次ⁱ

私の大学院での最終講義においでいただいた皆さんに感謝いたします。特に須田稔先生、早川一光先生をはじめ、学部学生時代に所属していたサークルの大先輩にまでおいでいただきました。これからも精進せよとの激励とうけとめさせていただきます。私の研究者としての歩みを振り返り、今後の課題として今考えているところを述べさせていただきます。

1. 私の研究者としての始まり

(1) 修士論文での課題設定

私は、1970年に立命館大学の産業社会学部に入学し、その後大学院社会学研究科に進み、1981年3月に博士課程を満期退学いたしました。大学院進学の直接のきっかけは、学術系サークルの部落問題研究会での学びや、子ども会活動を通して、貧困・差別問題や子ども達の発達支援についての社会科学的な研究への関心を強く呼び覚まされたからです。

もともと貧困問題への関心は、小さいころ父に連れられて、大阪日本橋に行ったときに目にした光景が原点にあります。私の父は大工をしていた祖父の長男が戦死し、その後継ぎとなりましたが、病弱のため大工を継ぐのをあきらめ、国鉄の信号所退職の後、電気工事店を自営で始めました。資材の仕入れの時には、小さかった私を連れて大阪日本橋まで行きました。田舎で暮らしていた私は、帰りに近鉄上本町駅の近くにあるレストランで、生卵が乗った「ライスカレー」を食べさせてもらうのが楽しみだったのです。ある年末のクリスマスに近い日に父に連れられていった夕暮れの駅の近くで、クリスマスケーキを買うために並んでいた会社帰りの人たちの列の前を、初老の男性がリヤカーに段ボールをいっぱい積み込んで前かがみになって曳いていく場面に遭遇したのです。そのコントラストが強く印象に残り今でもその一コマの光景が浮かびます。それは、幼い私が世の中にある貧富の差というものをまざまざと自覚させられた瞬間でした。差別問題への着目は、家計を助けるために家業の野球グローブの縫製を手伝うために学校をしばしば休んでいた中学校の同級生の存在がありました。学期初めの家庭訪問の日とその君の家に担任の先生を案内して行った帰りに、先生は「君はテストの点が良かったので天体望遠鏡を買ってもらったそうだね。彼が成績がよくなるのは家の仕事を手伝わなければいけないからだ。その意味を考えてみなさい」と私に言いました。新設された立命館大学産業社会学部の存在を教えてくれたのもこの先生でした。

私が修士論文のテーマを『部落の資本主義的解体 1920年代30年代及び戦後「高度成長期」の特質』とする

i 立命館大学産業社会学部教授、2017年4月より特別任用教授

ことになったのは、それらのことも影響していたのだと思います。修論では、三つの基礎的な社会過程から、近世封建社会の「旧身分集団」としての性格を残している「部落」の解体過程をとらえようとしてしました。分析の視角と方法は①「旧身分集団としての部落住民の資本主義的諸階級への再編過程」、②資本主義経済化による「生産・流通圏域の拡大」にともない、社会的分業の網の目に組み込まれていくことで「旧身分集団」という閉鎖的な関係性がどのように解体されあるいは、温存されるのか分析する、③地域経済変動による「人口移動」が住民の「混住化」や「流出」を通して、居住地での閉鎖性をどのように突き崩していくのか、というような三つの視角から、遺されたいくつかの調査データを分析し明らかにしていこうとするものでした。この研究によって、第二次世界大戦前からすでに「解体」過程が始まっていたこと、高度経済成長期にはそれが一層大きく進んだことなどを確認することができました。

(2) 社会問題としての部落問題

社会問題としての部落問題は、1871（明治4）年の太政官布告で「穢多非人ノ称ヲ廃シ身分職業共平民同様トス」とされたにもかかわらず、①旧身分集団の居住地とされた地域に暮らす人々のすべてではないが多数が住居や職業や子どもたちの義務教育の場において低位に置かれ、その格差が再生産されたこと（＝貧困）、そして②その居住地域の人々が周辺より広域な地域社会の圏域における冠婚葬祭や日常生活における社会的交流から排除される（＝差別）状態が残存しつづけ、「平民同様」という公的規範と現実の社会関係との間に、著しい齟齬が残存し、その解決が当事者団体から社会的に問題にされることで成立しました。身分制社会においては、そのような貧困と排除は当然のこととして社会的には問題にされ難かったが、明治以降の社会に於いては身分が廃止され、社会的に問題にしうる社会体制となったからです。1933年（昭和8）6月高松地裁は、いわゆる被差別部落の出身であることを相手に告げずに結婚したことが誘拐にあたるという検事の論告を認めて、2人の被告に有罪の判決を下してしまったときは、これを不当とする社会運動がひろがりました。

第二次世界大戦後には、①人々の基本的人権の国家による保障を明記した日本国憲法の下での社会的・政治的民主主義の前進、②義務教育の場における教育基本法に基づく民主主義教育への転換、③高度経済成長による人々の階級・階層間移動や地域間移動の巨大な進行、④1969年の同和対策特別措置法から2003年まで実施され33年間で15兆円の予算が投入された「同和地区」と指定された地域での住宅や環境改善を中心とした同和行政施策の推進などが続きました。これらは相互に作用しあって部落問題解決の歩みを大きく前進させる条件となりました。そして、政府も2002年1月26日総務省地域改善対策室が発表した通達「今後の同和行政について」で、「同和地区・同和関係者」に対象を限定した「特別施策を終了し一般対策に移行する」と、同和行政施策の終結を宣言しました。その根拠は、対象地域や住民を特定した「特別対策は、本来時限的なもの」であり、「特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではない」、「人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難」というものでした。地区内外の格差の解消が進み、社会的な交流が広がっている中で、地区や住民を特定した特別施策を続けることは行政施策が差別を再生産し、有害な利権あさを生み出しかねないことを憂慮する関係者から、上記の政府の判断は概ね妥当なものとして受け入れられました¹⁾。国の同和行政施策は2002年度をもって終結しましたが、地方自治体レベルでの終結に向けた取り組みは、それぞれの地域の事情により、すでに終結したところ、意識的に存続させようとしたところ、国の施策の終結に伴い終結の準備を進めたところ、など違いがありました。

私の大学院修了と研究者生活の開始はこの後半期に重なっており、修士論文は、部落問題の解決そのもの

ではないですが、その基礎過程の解明を試みるものでした。論文を書き上げた後の院生・教員の懇親会で、学部創設時からの教員であられた細野武男先生や野久尾徳美先生から私に、「研究者として進むのなら社会福祉研究をせよ」を助言されました。当時の私にはその意味が、部落問題を社会福祉の中に位置づけて研究せよとの意味に聞こえても、この問題は社会福祉に入りきらないのではとの疑問をもちつつ、宿題を抱えることになりました。今回のテーマは、この宿題への現時点での回答のつもりなのです。

2. 同和行政施策を介して地域計画のもつ威力に開眼

(1) 「ドーン計画」のインパクト

私の学部生・大学院生時代は、同和行政施策が本格的に開始され大きな変化がはじまりつつある時期でした。中でも和歌山県吉備町の30億余を投じた同和地域の総合的な環境改善・住宅改善施策「ドーン計画」（1970年請願、1976年竣工）は、私にとって地域のハードな住環境改善が人々の日常的な社会関係や意識の転換に大きなインパクトを与える可能性があることを教えてくれました。この計画には四つの特徴があったとされています²⁾。一つは、周辺地域と調和し、周辺地域住民にも役立ち交流を促進する道路になるよう計画して整備されたことです。二つめには、同じかたち同じ大きさの画一的な高層住宅整備方式ではなく、二戸連の住宅二棟を一団地とし、しかも団地を離して配置して、その間の空間に持ち家も散在させ、特異な街区として農村部で目立つ存在にならないように計画的に整備されたことです。三つめは、対象地域の住民の自立意欲を引き出すものと評価し、持ち家や分譲住宅を確保しようとする人への融資制度を設け、同時に古い住宅の除却費用が改善意欲の妨げにならないように町行政が負担するようにしたことです。四つめは、これらの事業の遂行過程で生じかねない「利権アサリや、ボス交渉、ごね得」を排除するために、住民による監視が働くよう住民参加の「ガラス張りの組織体」を作って進めたことです。

この時期の全国での部落問題解決へのとりくみは、住環境整備が金額的にも大きく視覚的にも目立ちますが、これだけが単独で進められてもうまくいかず、巨大土木建設事業に寄生する利権集団に翻弄されることになりかねません。事業が部落問題の解決の方向に有効に機能するためには、義務教育での教科書無償化や「どの子も伸びる」教育実践、子ども会活動を通じた児童・青年の自主活動の涵養、本人の力量以外のことで青年たちの就職先が閉ざされることを予防する統一応募用紙の制定の取り組み、高齢者や女性のための失業対策事業、公務部門での職員採用枠の拡大、地区関係業者の公共事業への入札促進等、市民社会と学校・行政との連携した総合的な取り組みが必要でした。しかし、そこにも利権や紹介窓口事務を介した住民や業界内の支配従属関係や排除の関係が発生する余地があり、問題解決の新たな障害物になりかねません。これを許さない仕組の有無や運動の程度も問題の解決に大きく影響したのです。

このような総合的な取り組みによって、部落問題解決に大きな画期を作ったという経験は、イギリスの労働党政権時代（1997-2010）の「コミュニティのためのニューディール（NDC）」や³⁾、開発途上国での地域開発との比較検討も課題にしうる、国際的意義のある歴史的な経験であると言えるでしょう。

(2) 行政主導の都市計画・地域開発に公衆衛生や福祉・教育の視点を導入する

私は、これらの実践に刺激をうけて、友人たちと（株）関西計画技術研究所を開設し、1982年から1988年まで、「都市計画コンサルタント」として仕事をしました。会社を軌道に乗せる作業と並行して取り組んだ助成研究『低質密集住宅の改善策と保健医療計画』（関西計画技術研究所・NIRA, 1984）では西山卯三（建築学）、

早川和男（居住福祉）、朝倉新太郎（公衆衛生学）、伊藤晃（地方行財政論）らの諸先生の指導を受けました。この研究は、高度経済成長期に地方から関西に仕事を求めてやってきた勤労者のための低家賃住宅として大阪市の外縁部に形成された、木造賃貸住宅地域に光をあてました。そして、その老朽化に伴う住環境改善方を住民や子どもたちの健康保持の視点から推進する方向を提示したものでした。工学的視点を越えた、住民の健康や福祉の観点を結合させた調査や建築設計ができる都市計画コンサルとして、私たちの会社の存在意義を公的諸機関に宣伝し社会的認知を得る上で大いに役立ちました。この経験は、飯田哲也・遠藤晃両先生の編著他の出版物で発表させていただきました⁴⁾。

3. 当事者・住民の地方自治体行政関与の視点の獲得と認知症の人の人権に着目

(1) 当事者・住民の地方自治体行政関与の視点の獲得

コンサルタント業務は委託者である行政当局の立場の目線が強く出てきます。専門外のスキー場の基本構想をまとめ補助金獲得の基本資料を作成する仕事を請け負ったこともあります。その経験から学ぶことも少なくはないのですが、当事者・住民の立場からはずれてくることも出てきます。そのような限界を意識して悩んでいた頃に、学部ゼミと大学院の指導教員であった真田は先生から、総合社会福祉研究所の研究員のポストを紹介され転職し1988年から1993年まで従事しました。そこは、民間や公務員の福祉労働者の労組、社会福祉法人・施設経営者、社会福祉給付やサービスの利用者団体、社会保障関連研究者等の協同により大阪で会員制の仕組みで設立された民間研究所でした。そこでは、定期雑誌の刊行、教育・研修、市民向け講座の実施、調査・研究活動、講師活動などに取り組みました。この研究所での活動が私を社会福祉の専門家として育ててくれました。

その頃の経験と業績が評価され、1993年に広島大学総合科学部で非常勤講師担当科目であった「福祉社会学」を受講者増の傾向に対応して、専任教員の担当科目にする新規人事枠で採用され、2005年まで勤務しました。この枠は、もともと『人間性と人格の理論』（1961）や『公務労働の理論』（1977）などの著書で有名な芝田進午先生が担当されていた「社会思想」の後枠を活用したものでした。芝田先生は福祉労働の理論にも強い関心をお持ちでしたが、親しく教えをいただく機会を終に得ることができなかったのは残念です。その頃は、二つの行政計画、すなわち1989年の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」と、1995年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」の策定が、国および全国の市町村で全国的に策定されていく時期でした。これらの行政計画の策定には当事者・住民の参加が法的に位置づけられるようになっていました。当時の市町村自治体の多くは同和行政の経験を有しており、そこでの当事者団体を装った、利権集団への警戒感が強くありありました。しかし他方で、財政抑制のための民間委託の傾向も強まってきており、住民の側からの主体的な関与と監視が重要になっていました。広島市は、人口約百万で地方自治体の規模としては、大きすぎず、議会の政治勢力のばらつき、職員組合の存在、自主的な住民運動団体の存在、地元マスメディアの複数の存在などは、私たちの手の届く範囲にありました。私たち大学人も能動的な関与が可能でした。

(2) 「障害者プラン」と認知症ケアの中身の解明

広島では、三つの分野の活動に研究者・大学人として関与しました。一つは障害をもつ当事者が集まって、広島市の障害者プランに盛り込まれるべき課題とその方向性について、広島市の行政当局に提案する内容を練り上げるフォーラム運動に取り組んだことです⁵⁾。ここでは、一口に障害者といっても、障害の部位によ

って、また障害者の当事者団体によって、かかえている困難やニーズやそれを訴える声の大きさは多様で、必ずしも当事者団体が相互に理解しあっているのでもないことがわかりました。そのつながりから、知的障害者のための共同作業所づくり、その事業の母体となる社会福祉法人を地域住民や町行政の理解と協力を得て設立する運動にも参加させていただきました。

二つめは、認知症になった人のケアの課題を介護者視点ではなく本人視点からとらえなおす必要性を、当時の先進的な実践事例から社会学の手法を使って明らかにすることでした。この課題は、2000年からの実施準備が進んでいた介護保険制度の仕組みには、医療費抑制を意識した寝たきり予防の視点はあっても、手間のかかる認知症ケアをサポートする視点がないために緊急性を帯びていました。認知症をかかえる人の場合、必要とされるサポート内容は、身体介護よりも見守りや寄り添いや環境整備に重点を置く必要がありますが、当時試案として提示されていた要介護認定審査では評価されにくいものでした。私はこのことを問題視して、文部科研の補助を取得し調査研究を実施しました。当時まだごく少数であった宅老所と精神科デイケアで認知症本人の尊厳を基本にすえて、手探りで形成されてきつつある実践の内容を言語化することができました⁶⁾。

三つめは、障害の当事者の中でも当事者としての声を上げることが遅れ、その人権が軽視されてきた、認知症による障害をもつ本人の声に耳を傾けることについての社会的合意をひろげる運動への参加です。この運動の先駆者である、オーストラリアの若年認知症の当事者であり、国際アルツハイマー協会（ADI）の最初の当事者理事もつとめるクリスティーンさんの著書を日本に翻訳・紹介する活動にとりくみました。彼女は2冊目の著書を日本語で最初に発表した年に、京都の国際会議場で開催されたADI国際会議で、「私たちを抜きにして、私たちについて語らないで」と発信しました。この来日時にNHKのクローズアップ現代にも出演し、BS放送では彼女のオーストラリアでの生活ぶりがドキュメンタリーとして放映されました⁷⁾。このようなことの積み重ねが、日本の市民社会に人間の尊厳と人権を尊重する民主主義を定着させるのに資すると考えました。

4. 特別立法の期限を控えた部落問題解決の到達段階

(1) 高度経済成長初期の実態（早稲田大学学生部落研が実施した調査⁸⁾より）

先述したように、自治体での対応の多様性は残しながらも、国策としての同和行政施策は2002年度末をもって終結しました。それにともない、戦後の部落問題解決の歩みとその到達段階について評価することが社会的にも必要となりました。年限と対象地域を限定した特別施策の必要性が乏しくなってくる終結段階の評価を行うためには、対象地域と非対象地域との比較研究が不可欠となります。そこで、私は同和地域の内外での比較を行なった調査研究に注目しました。戦後の早い時期の同和行政施策が本格的に実施される以前で、しかも高度経済成長による経済変動や住民の社会的移動が大きくなる以前の対象地域内外の格差の実態をまずベースラインとして確認する必要があります。このような検討に耐えうる調査が、早稲田大学の学生サークルである部落問題研究会により1957年に埼玉県Y市X町で実施されていました。調査では旧中山道の宿場町M地区、及びそこから少し離れた農村部にある同和地区B地区、その近隣にある一般農村のN地区の三地区が比較可能です。

この調査により職業別就業者比率をみると（表1）、農業専業者の比率は、M地区は36.4%であるが、B地区、N地区ともに61%となっており、B地区は農村集落としての共通の性格を示しています。しかし、同時にB地区は半農非熟練の兼業労働者の比率が10.3%、非熟練労働者が11.1%と高い比率となっています。このことに

表1 職業別就業人口比率の同和地区内外比較（1957年埼玉県 Y 市 X 町：同和地区は B 地区）

職種	職業	M 地区						職業	B 地区						職業	N 地区					
		男		女		計			男		女		計			男		女		計	
		人	%	人	%	人	%		人	%	人	%	人	%		人	%	人	%	人	%
農業	農業専業	23	22.8	44	53.0	67	36.4	農業専業	92	50.3	129	73.3	221	61.6	農業専業	34	45.3	54	78.3	88	61.1
半農 非熟練	日雇（農業手伝い）	2		1		3		屑屋	5		6		11		日雇（農業手伝い）	1				1	
	ミシン内職			3		3		シュロ表	3		5		8		養鶏養豚	1				1	
								日雇	5		2		7		新聞配達	1				1	
								屑屋日雇	3				3								
								行商	3				3								
								仕切り手伝い			1		1								
								ウズラ飼育			1		1								
								養鶏	1				1								
								精米手伝い			1		1								
								製麺業手伝い			1		1								
	計	2	2.0	4	4.8	6	3.3	計	20	10.9	17	9.7	37	10.3	計	3	4.0	0	0.0	3	2.1
半農 半熟練	左官業	1				1								左官業	1				1		
	桶職	1				1								カワラ製造	1				1		
	袖（そま）職	1				1															
	綿打ち業			1		1															
	計	3	3.0	1	1.2	4	2.2	計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	計	2	2.7	0	0.0	2	1.4
半農 販売								商業	1				1		搾油業	1				1	
								セールスマン	1				1								
								仕切屋	1				1								
								シュロ表問屋	1				1								
	計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	計	4	2.2	0	0	4	1.1	計	1	1.3	0	0.0	1	0.7
非熟練	工具	4		?		?		ミシン内職			2		2		工具	1		2		3	
	ミシン内職	12		?		?		工具	15		6		21		運転助手	1				1	
	便丁	1		?		?		日雇	5		1		6								
	理髪見習	1		?		?		屑屋	2		3		5								
								日雇屑屋	1				1								
								日雇かつぎ屋	1				1								
								仕切り手伝い	1		1		2								
								シュロ表			1		1								
								左官見習	1				1								
	計	18	17.8	21	25.3	39	21.2	計	26	14.2	14	7.9	40	11.1	計	2	2.7	2	2.9	4	2.8
半熟練	工具	15		2		17		工具	21		6		27		工具	6		6		12	
	運転手	1				1		履物製造	1				1		運転手	3				3	
	運送業	1				1		靴工	1				1		国鉄工員	1				1	
	タタミ職	1				1									左官業	1				1	
	ブリキ職	1				1															
	折箱職	1				1															
	理髪助手			2		2															
	仕立手伝			1		1															
	計	20	19.8	5	6.0	25	13.6	計	23	12.6	6	3.4	29	8.1	計	11	14.7	6	8.7	17	11.8
熟練	工具	12				12		工具	5				5		工具	7				7	
	国鉄工員	1				1		鉄道工員	2				2		国鉄工員	2				2	
	仕立屋	1				1									瓦製造員	1				1	
	大工	1				1									大工	1				1	
		計	15	14.9	0	0.0	15	8.2	計	7	3.8	0	0.0	7	1.9	計	11	14.7	0	0.0	11
販売	食料品仲買業	2				2		店員	1		1		2		店員（デパート）			1		1	
	運転手（たばこ店）	1				1		雑貨商	1		1		2		食料品店			1		1	
	たねうち業	1				1		仕切屋	2				2								
	会社員	1				1		履物卸し			1		1								
	理髪業	1		1		2		袋物商	1				1								
	食料品店			1		1		精米業	1				1								
	バスガイド			1		1		そうめん業	1				1								
								食料品店			1		1								
	計	6	5.9	3	3.6	9	4.9	計	7	3.8	4	2.3	11	3.1	計	0	0.0	2	2.9	2	1.4
事務	会社事務員	5		4		9		公務員	1		4		5		会社事務員	1		1		2	
	国鉄駅員	1				1		会社事務員	1		2		3		国鉄駅員	3				3	
	公務員	5				5		鉄道職員	1				1		公務員	1		1		2	
	銀行員			1		1									警察官	1				1	
															大学職員			1		1	
															病院事務員			1		1	
		計	11	10.9	5	6.0	16	8.7	計	3	1.6	6	3.4	9	2.5	計	6	8.0	4	5.8	10
専門管理	教員	1						教員	1				1		教員	2		1		3	
	会社員	1													公務員	1				1	
	酒造業	1													ガラス製造業	1				1	
															僧侶	1				1	
	計	3	3.0	0	0.0	3	1.6	計	1	0.6	0	0.0	1	0.3	計	5	6.6	1	1.4	6	4.2
	総計	101	100.0	83	100.0	184	100.0	総計	183	100.0	176	100.0	359	100.0	総計	75	100.0	69	100.0	144	100.0

表 2 通婚圏の比較（1957年埼玉県 Y 市 X 町：同和地区は B 地区）

	M 地区		B 地区		N 地区	
	組	%	組	%	組	%
夫婦とも他地域出身	1	18	3	2	7	16
夫婦の一方が他地域出身	37	72	73	58	31	72
夫婦とも同一地区	5	10	50	40	5	12
計	51	100	126	100	43	100

関連して注意すべきなのは、旧宿場町で農業専業者比率の低い M 地区では、非熟練労働者が 21.2% あり、非熟練者の比率の高さは同和地区だけの現象ではないということです。また、事務労働者の比率をみると、同和地区の B 地区は 2.5% と比率が低い。これは、同じ農村部の一般地区である N 地区は 6.9% で旧宿場町の M 地区の 8.7% に近い比率を示していることを考慮すれば、非熟練者比率の高さと共に同和地区の低位性の表れと言えます。

次に部落問題は、同和地区を超えた通婚の比率の低さに現れるが、1957 年では、夫婦とも同一地区というカップル（組）の比率をみると、旧宿場町の M 地区は 10%、農村部の N 地区は 12% であるのに対し、同和地区の B 地区は 40% の高い比率を示していました。ここに、同和地区の通婚圏域の狭さが表れており、そこには部落差別の影響が影を落としています。

(2) 農村部での同和対策事業実施後の到達点

私は 1994 年に、同和行政施策を完了しようと住民ぐるみで取り組んでいる豊栄町関係者から、到達段階を確認するための調査実施の依頼をうけました。同和地区は、地域により存在形態が異なります。広島県下の農村部では 20 戸くらいの集落単位で「講中」と呼ばれる相互扶助組織があり、消防や冠婚葬祭をはじめとした助け合い活動や諸行事をおこなってきました。この集落ごとの相互扶助組織から同和関係世帯（集落の中に少数点在していた）が排除されていました。この同和関係世帯は歴史的経緯から少数ずつ点在していたために、隣の家からの助けがなく遠方の親戚の力を借りなければならず、その不合理さは際立っていたのです。しかし、排除される側が少数であるために社会的な問題とされにくいという事情もありました。豊栄町では、戦前からこの不合理を克服する取り組みがあり、1932（昭和 7）年にひとつの集落では同和関係世帯を含む集落単位の「講中統合」が実現していました。しかし、戦時体制が強まる中で他の 11 の集落の講中統合は実現しないまま残されたのです。戦後の 1971 年に 2 年 1 か月の期間をかけて地域の区長、議員、行政、住民に問題提起し地道な議論を重ね、全町的な規模で講中統合をようやく実現しているのです⁹⁾。このような部落問題解決への地域ぐるみの主体的な取り組みの歴史的経験をもつ豊栄町では 1995 年に同和対策事業の終了宣言を住民合意で実現しました。住民自身は特別施策への依存がもたらす弊害を意識し、特別施策終結によりこれからの自立を追求するようになりました。同時に、なお営農支援や奨学金の給付などを必要とする場合に対応するために、施策の対象は同和地区関係者のみを対象とした特別施策ではなく町単独の一般施策として、必要な条件を満たした対象者すべてに実施するようになったのです。

私が実施した調査は、「同和地区」と、同和地区に隣接する「周辺地区」、隣接はしないが同一小学校区内にある「周辺外地区」にわけて調査対象を設定しその結果を比較する方法をとりました¹⁰⁾。

男性生計中心者の職業をみると（表 3）、いずれの地区でも農業に従事する人の比率が最も高いが、2 番目、

表3 男性生計中心者の職業（1994年豊栄町）

	同和地区		周辺地区		周辺外地区	
	度数	%	度数	%	度数	%
計	33	100.0	153	100.0	106	100.0
他人を3人以上雇って事業経営	2	6.1	6	3.9	4	3.8
農業	9	27.3	39	25.5	36	34.0
農業以外の自営業	4	12.1	15	9.8	9	8.5
部長以上（従業員300人以上）の管理職	0	0.0	1	0.7	1	0.9
専門・技術職	0	0.0	7	4.6	3	2.8
従業員30人以上事業所の事務・セールス	0	0.0	8	5.2	2	1.9
従業員30人以上事業所の現業・労務職	5	15.2	13	8.5	13	12.3
事務系の公務員	3	9.1	11	7.2	10	9.4
現業系の公務員	0	0.0	0	0.0	2	1.9
従業員30人未満事業所の事務・セールス	0	0.0	4	2.6	4	3.8
従業員30人未満事業所の現場・労務職	0	0.0	15	9.8	5	4.7
商業・サービス系に雇われている	0	0.0	5	3.3	1	0.9
運転手	3	9.1	4	2.6	0	0.0
大工・左官職などの職人	1	3.0	6	3.9	3	2.8
臨時・日雇い	1	3.0	2	1.3	4	3.8
パートタイマー	0	0.0	0	0.0	0	0.0
内職	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	2	6.1	2	1.3	3	2.8
無回答	3	9.1	15	9.8	6	5.7

3番目に高いのは、同和地区では従業員30人以上事業所の現業・労務職（15.2%）、農業以外の自営業（12.1%）となっているのに対し、周辺地区では農業以外の従業員30人未満の現業・労務職（9.8%）、農業以外の自営業（9.8%）となっています。周辺外地区では従業員30人以上事業所の現業・労務職（12.3%）、事務系の公務員（9.4%）の順となっています。これ以外に同和地区で運転手の比率が9.1%と若干高いという特徴はありますが、全体として大きな差異はみられません。

次に、男性生計中心者の配偶者の職業を比較してみる（表4）と、配偶者で常勤の仕事に就いている人の比率がいずれの地区も最も高く、同和地区では30%を超える高さです。ついでどの地区とも農業を含む自営業がそれに続いており、大きな差異は認められません。

次に婚姻関係から部落問題の解決度合いをみると（表5）、生計中心者は、親の世代でもありますが、「夫婦とも同和地区出身」というカップルは66.7%と3分の2をしめています。しかし、生計中心者の子どもの世代になると、「夫婦とも同和地区出身」というカップルは19.6%で5分の1という少なさであり、「夫は同和地区出身、妻は同和地区外出身」のカップルが35.7%、「夫は同和地区外出身、妻は同和地区出身」というカップルは42.9%と圧倒的多数となっています。子ども世代で結婚における同和地区の壁はほとんどなくなっていることが確認できるのです。このような現実の変化が同和地区を対象とした特別施策を完了したいという住民

表 4 男性生計中心者の配偶者の職業（1994年豊栄町）

	同和地区		周辺地区		周辺外地区	
	度数	%	度数	%	度数	%
計	33	100.0	153	100.0	106	100.0
常勤の仕事	10	30.3	33	21.6	26	24.5
臨時雇い・日雇い・パートタイマー	4	12.1	23	15.0	12	11.3
自営業（農業を含む）	5	15.2	26	17.0	24	22.6
自営業の手伝い	4	12.1	16	10.5	10	9.4
その他	0	0.0	2	1.3	1	0.9
専業主婦	2	6.1	21	13.7	14	13.2
無職	3	9.1	11	7.2	7	6.6
無回答	5	15.2	21	13.7	12	11.3

表 5 同和地区の生計中心者と子どもの婚姻類型別比率

	生計中心者		生計中心者の子ども	
	度数	%	度数	%
計	42	100.0	56	100.0
夫婦とも同和地区出身	28	66.7	11	19.6
夫は同和地区出身、妻は同和地区外出身	8	19.0	20	35.7
夫は同和地区外出身、妻は同和地区出身	2	4.8	24	42.9
無回答	4	9.5	1	1.8

の意向となって表れたと言えます。

(3) 大都市部での同和対策事業実施後の到達点（2000年実施の大阪府同和地区調査より）

次に都市部での到達点を確認することにします。大阪府が国の特別施策の終結に近い2000年に、府下の同和地区住民を対象に実施した調査データがあります。この調査は大阪府内の同和地区のみを対象としているので、地区外との対比は国勢調査データを活用して比較します。

まず、従業上の地位別就業者構成をみると（表6）、同和地区も大阪府全体でも被雇用者の比率が70%を超えていますが、構成比率に大きな差異がないことを確認できます。

次に、結婚時期別婚姻類型をみると（表7）、1950年以前に結婚した人では、「夫婦とも同和地区出身」という人は46.4%で、「一方が同和地区出身の夫婦」は19.9%でした。ところが1991年以降に結婚した人でみると、「夫婦とも同和地区出身」という人は12.2%で、「一方が同和地区出身の夫婦」は51.8%に達しています。

さらに、「夫婦とも地区外出身」という人は結婚時期に関わらず20%を超えています。このことは、都市部に特徴的なことですが、他の様々な地域から来住してきた人が多いことを表しています。

そこで、住宅の形態別に常住・来住者の構成をみます（表8）。来住者が全体の67.8%をしめています。さらに前住地が同和地区以外の来住者は全体の36.7%になっています。これらの人がかつての同和対策事業で整備された地区内の公営・改良住宅や持家、民間借家などに多数来住してきていることがわかります。この

表6 従業上の地位別就業者構成比（2000年大阪府）

	男性		女性	
	同和地区	大阪府	同和地区	大阪府
該当数（人）	2,393	2,503,917	1,796	1,630,264
被雇用者	70.7%	76.7%	79.5%	81.5%
会社・団体の役員	6.6%	7.5%	2.6%	3.4%
自営業主（雇人あり）	8.4%	5.7%	3.0%	1.9%
自営業主（雇人なし）	10.8%	8.7%	5.0%	3.7%
自家営業の手伝い	2.3%	1.3%	8.1%	8.6%
内職	0.3%	0.1%	1.0%	0.9%
不明	0.9%	0.0%	0.8%	0.0%

大阪府：「国勢調査」2000年

表7 結婚時期別婚姻類型別回答者数（2000年大阪府）

		該当者数 (人)	夫婦とも同 和地区出身	一方が同和地 区出身の夫婦	夫婦とも地 区外出身	その他 不明
総 数		4,256	1,113	1,493	1,083	567
		100.0%	26.2%	35.1%	25.4%	13.3%
結 婚 時 期 別	1950年以前	302	140	60	63	39
		100.0%	46.4%	19.9%	20.9%	12.9%
	1951年～ 1960年	637	246	149	172	70
		100.0%	38.6%	23.4%	27.0%	11.0%
	1961年～ 1970年	987	279	290	277	141
		100.0%	28.3%	29.4%	28.1%	14.3%
	1971年～ 1980年	775	198	275	208	94
		100.0%	25.5%	35.5%	26.8%	12.1%
	1981年～ 1990年	757	142	331	178	106
		100.0%	18.8%	43.7%	23.5%	14.0%
	1991年以降	705	86	365	156	98
		100.0%	12.2%	51.8%	22.1%	13.9%

注）結婚時期別「不明」（n=93）は省略

ような実態は、当該地区を「旧同和地区」と呼ぶことさえ妥当とは言えないくらい住民構成に変化が起こったことを示しています¹¹⁾。このような変化を前提とすれば、「同和地区」を対象としたような特別施策を実施することは困難であることは明らかであるし、またそのような特別施策の実施は地区内外の住民に困惑をもたらしかねないくらいに解体状況が進んだと評価することができるのです。社会問題としての部落問題は解決の最終段階にあるとみてよいでしょう。

もちろん、住民の間には、不安定就労問題や要介護の問題、あるいは子どもたちの発達に関わる問題や課題を抱える人はあります。しかし、それらの問題が部落差別に関わって発生しているものととらえること困難

表 8 住宅の所有形態別原住・来住者の構成（2000年大阪府）

	総数	原住者	来住者(計)				不明	
				出生地が現在 地区の来住者	前住地が他の 同和地区の来 住者	前住地が同和 地区以外の来 住者	前住地不明の 来住者	
総数	7,805	2,494	5,292	1,179	668	2,866	579	19
	100.0%	32.0%	67.8%	15.1%	8.6%	36.7%	7.4%	0.2%
住宅 所有 形態 別	持家	2,318	918	1,396	330	236	677	153
		100.0%	39.6%	60.2%	14.2%	10.2%	29.2%	6.6%
	公営・改良住宅	4,796	1,462	3,323	799	382	1,807	335
		100.0%	30.5%	69.3%	16.7%	8.0%	37.7%	7.0%
民間借家		520	74	446	34	39	309	64
		100.0%	14.2%	85.8%	6.5%	7.5%	59.4%	12.3%
その他		118	22	95	8	9	57	21
		100.0%	18.6%	80.5%	6.8%	7.6%	48.3%	17.8%

注) 住宅所有形態別「その他」には「社宅」「借間」を含む

であり、まして「同和地区」向けの特別施策で対応することは、その施策が新たな溝を作ることになります。むしろ都市部に住む人が共通に抱える社会問題あるいは社会福祉問題としての構造把握と解決策の検討が必要であると言えます。

5. 二つの差別解消推進法の違いに関わって

2016年12月9日に参議院で「部落差別の解消の推進に関する法律」が議員立法として自民党と公明党の与党と野党である民進党の賛成多数で可決されました。この法律案の成立にあたっては和歌山県選出の代議士である自民党N幹事長が中心になって動いたとされています¹²⁾。共産党はこの法案に反対しましたが、部落解放同盟を支持母体のひとつにもつ民進党が賛成しました。同和対策に関わる国の特別法が廃止された2002年度末から14年も経過した2016年になって、このような法律案がなぜ提起されたのか違和感をぬぐえません。2015年9月19日安全保障関連法が自民党公明党賛成多数で成立し、これに反対する野党共同が進み、2016年7月の参院選で全国32の1人区で野党が候補を1本化し、11選挙区で勝利したことへの、鋭敏な政治的危機意識がN幹事長の行動の背景にはあったと推定されるのです。つまり、民進党と共産党の差異をきわだたせ、その支持者を離反させる作戦ではないかということです。部落問題解決の最終段階にあっても、政治的利用はなおありうることに注意する必要があることをこの事例は示していると思うのです。

(1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」との対比さて、この法律の目的を規定する第一条は次のような条文となっています。

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする

とともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

この法律には、「部落差別の解消」と言いながら、何をもって「部落差別」と言うのかの定義がないのです。その特異性は、2013年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と対比するとよくわかります。障害者差別解消法は目的を述べた第一条は次のような条文となっています。

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

そして第二条で差別に関連して次のように定義づけられています。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（以下省略）

「部落差別の解消の推進に関する法律」にはこの第二条にあるような定義の規定がないのです。さらに種々の慎重論や反対論を踏まえて、参議院の付帯決議では「運動団体の行き過ぎた言動」「教育及び啓発により新たな差別を生むこと」「調査により新たな差別を生むこと」がないようにすることが強調されました。

(2) 両者の違いが提起していること

いずれにせよ、「部落差別」と「障害者差別」の解消を推進する法律に、このような違いが認められることは新たな検討課題を提起しているように思われます。まず、第一に、被差別の対象となる個人を特定することが、「部落差別解消法」では差別の掘り起こしとなり問題解決の方向をゆがめることになるという点です。前節でみたように、かつての「同和地区」は多様な系譜を持つ人が混住する地域に変わる一方で、出身や地区や地域を超えた通婚が進む中で、対象となる人を特定することが困難で無意味でありかつ有害となってきています。障害者の場合は障害者手帳の所持者として特定されます。もちろん手帳を取得していなくても障害を有している人もあります。それでも障害があることを客観的に確認することで、支援を必要とする人も課

題も鮮明になるという性格をもっています。

第二に、部落問題解決のために人や地域を特定して施策を実施することは、その対象者を社会的に際立たせ、それ自体が差別や逆差別を生み出す可能性があり、子どもの成長期間も考慮すれば、早期に効果的な施策が大胆に実施される必要がありました。東日本大震災や福島原発事故被災者への支援も類似の必要性を持ちますが、科学的に異論のある基準で補償対象地域を指定し特定したことが、住民の被災補償額や補償期間の差異を生み、被災者のあいだに溝ができてたりしました。放射線への対応は長期にわたりなされるべきなのに、対象地域から外されたり曖昧にされたりしています¹³⁾。これに対して、障害者差別の解消は、時限的な特別施策で対応できるものではなく、一般施策のもとでの「アファーマティブアクション」（積極的差別政策）や「合理的配慮」としてなされるべきものです。

「差別の解消」に関わって第三に考慮されるべきことは、国家や行政機関が負うべき課題、企業やメディアなどの社会的権力が負うべき課題、そして市民と市民社会が負うべき課題のそれぞれをあいまいにしないことです。「部落差別の解消」のために、国家や行政機関による責任の遂行でもあった同和行政施策はほぼ終結し、市民や市民社会レベルでも垣根の解消が相当に進んでいる段階で、文化資本の個別的差異に起因する格差や慣習の世代継承など、慎重に検討されなければなりません。他方、「障害者差別の解消」のためには、国や行政機関が果たさなければならない課題や企業やメディアなどの社会的権力にかかわる領域の課題はなお大きいと言えます。この検討にあたって考慮に入れられなければならないのは、新自由主義的施策の進行の下で、市民の自己責任や就労自立のみが一面的に強調され、福祉の行政施策への依存が揶揄され、福祉サービスを提供する事業者の責任やそこで直接利用者に対面する従事者責任が問われる傾向が強まっていることです。人権の保障に基本的に責任を負うべき国家や行政の公的責任が後景に退けられ軽視されているという憂慮すべき傾向もあります。このようななかで、差別と貧困を克服し人間の尊厳を再確立する論理を構築するうえで、「社会的承認の権利」や、「ケアの倫理をふまえた正義論」に学び、現実根差した考察を積み上げていくことが重要であると考えています¹⁴⁾。

これらの諸点は、私自身のこれからの残された期間の研究課題にするつもりです。ご清聴ありがとうございました。

注

- 1) 1990年代には、「部落解放基本法」を制定して、同和行政施策の永続化を求める運動がある一方で、地方行政当局と住民や運動団体が共同して、国の法律の廃止を待たずに同和事業の完了宣言を行う自治体が滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県などで広がっていった。
- 2) 岩上豊顕（2013）、『ドーン計画』有田川町、pp.38-44。
(https://www.d-library.jp/aridagawa_lib/g0102/libcontentsinfo/?conid=144992)
- 3) 山本隆（2011）「イギリスにおける貧困への視座と対策—労働党政権時代の貧困・地域再生政策の検証」『海外社会保障研究』No.177、pp.15-30。
- 4) 石倉康次（1990）「地域福祉計画の論理と可能性」（『家族政策と地域政策』飯田哲也、遠藤晃編）多賀出版、pp.158～186。石倉康次（1993）「地域保健福祉計画づくりのポイントと実際」（『住民主体の地域保健福祉計画』河合克義編）あけび書房、pp.117～139。石倉康次（1995）「老人保健福祉計画と地方自治」（『高齢時代の地域福祉プラン』鈴木勉、佐藤卓利、松田泰編）北大路書房、pp.138～149。
- 5) 石倉康次（1997）「住民参加の計画づくりをすすめるために」（『福祉行政と市町村障害者計画』小川政亮編）群青社、pp.212～220。石倉康次、鈴木勉、平野由子、松田泰編（1998）『市民がつくった障害者プラン』北大

路書房。

- 6) 石倉康次編（1999）『形成期の痴呆老人ケア』北大路書房。
- 7) 石倉康次「クリスティーさん訪問の記録」（2003）（クリスティーン・ボーデン『私は誰になっていくの』クリエイツかもがわ、所収），pp.193-223。クリスティーン・ブライデン（2012）『私は私になっていく』改訂新版，クリエイツかもがわ。クリスティーン・ブライデン（2017）『私の記憶が確かなうちに』クリエイツかもがわ，pp.206-236。生井久美子（2017）『ルポ 希望の人びと』朝日新聞出版，pp.25-57。
- 8) 成澤榮壽他「武蔵野の部落 埼玉県 Y 市 X 町実態調査概要」として『早稲田大学部落問題研究会 会報第10号』（1958年11月発行）
- 9) 石倉康次（2004）「地域における民主主義と福祉の課題を考える」『部落問題研究』，第168輯，部落問題研究所，pp.154-171。石倉康次「部落問題の解決過程と社会調査」（2014）『部落問題解決過程の研究 第3巻』部落問題研究所，pp.17-92。
- 10) 石倉康次受託調査（1995）『地域のくらしと民主主義に関する調査報告書』（広島県豊栄町）。
- 11) 石倉康次，鈴木良他（2007）『大阪府「旧同和地区」実態調査と人権意識調査について』部落問題研究所。石倉康次（2012）「もうやめるべき「人権意識調査」2010年度版大阪府「人権問題に関する府民意識調査」の検討」『民主と人権』第100号，pp.1-15。
- 12) わかやま新報2016年12月12日版。
- 13) 佐藤八郎（2017）「村に戻っても安心して暮らせない」『福祉のひろば』2017年5月号，pp.40-41。
- 14) 田中拓道（2016）『承認 社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局。エヴァ・フューダー・キティー／岡野八代／牟田和恵（2011）『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』，現代書館。キティーのケアの倫理を踏まえた正義論には，グローバル社会におけるジェンダー差別の克服や障害者や子どものケアを社会が引き受ける社会福祉の課題が含意されています。石倉康次「社会福祉研究の課題と方向性」『福祉のひろば』2017年3月号，pp.8-11。

石倉 康次教授 略歴と業績

I. 略 歴

- 1952年 3 月 奈良県に生まれる
- 1974年 3 月 立命館大学産業社会学部卒業
- 1978年 3 月 立命館大学大学院社会学研究科応用社会学専攻修士課程修了
- 1981年 3 月 立命館大学大学院社会学研究科応用社会学専攻博士課程満期退学
関西計画技術研究所主任研究員
総合社会福祉研究所研究員
広島大学総合科学部助教授 等を経て
- 2005年 4 月 立命館大学産業社会学部教授
- 2017年 3 月 学校法人立命館定年退職
- 2017年 4 月 立命館大学特別任用教授

(主な学内役職歴)

- 2009年 3 月～2010年 3 月 立命館大学教職員組合書記長
- 2010年 4 月～2013年 3 月 大学協議会委員
- 2011年 4 月～2013年 3 月 大学院担当副学部長

II. 専門分野

- 専門分野 社会学, 社会福祉学
- 担当科目 社会福祉概論, 福祉労働論
- 研究課題 福祉労働・社会福祉事業経営の特質, 社会福祉を通じた人づくり・地域づくり
社会福祉と新自由主義, 認知症ケアの社会的側面, 部落問題の解決過程
- 学位 社会学修士 (立命館大学, 1978年 3 月)
- 所属学会 日本社会学会, 社会文化学会, 大学評価学会

III. 主な研究業績

著 書

1. (共編著)『市民がつくった障害者プランー広島市ノーマライゼーションプランへの提言』(石倉康次・鈴木勉・平野由子・松田泰編, 北大路書房, 1998年)
2. (編著)『形成期の痴呆老人ケアー福祉社会学と精神医療・看護・介護現場との対話』(北大路書房, 1999年)
3. (共編著)『転換期の社会福祉事業と経営講座 21世紀の社会福祉第4巻』(石倉康次・玉置弘道編, 真

田是監修，かもがわ出版，2002年）

- 4.（共著）「高齢者ケア—認知症ケアに於ける介護者視点から本人視点への転換」（植田章・結城俊哉編，『社会福祉方法原論の展開』，高管出版，2007年）20-35頁
- 5.（共著）「社会福祉事業の経営と運営—主権者とともに歩む経営と運営」（総合社会福祉研究所編，『現場がつくる新しい社会福祉』，かもがわ出版，2009年）
- 6.（共著）「社会福祉事業の経営学」（國島弘行・重本直利・山崎敏夫編，『「社会と企業」の経営学』，ミネルヴァ書房，2009年）187-206頁
- 7.（共著）「社会福祉法人改革と保育所運営」（杉山隆一・田村和之他，『保育の理論と実践講座第3巻 保育所制度と法・制度』，新日本出版社，2009年）76-98頁
- 8.（監訳）『ソーシャルワークの復権—新自由主義への挑戦と社会正義の確立』（イアン・ファーガソン著，石倉康次・市井吉興監訳，クリエイツかもがわ，2012年）
- 9.（共著）「社会福祉事業体論をめぐる諸論点」（河合克義編，『福祉論研究の地平—論点と再構築』，法律文化社，2012年）183-212頁
- 10.（共著）「部落問題の解決過程と社会調査」（部落問題研究所編，『部落問題解決過程の研究 第3巻』，2014年）17-92頁
- 11.（共著）「現代社会における社会福祉の理念」「社会保障・社会福祉の制度と政策」（児島亜紀子・伊藤文人・坂本毅啓他，『現代社会と福祉』，東山書房，2015年）94-106，108-12頁
- 12.（共著）「変容する福祉市場と地域における福祉供給—介護保険をめぐって」（介護保険白書編集委員会編，『介護保険白書』，本の泉，2015年）
- 13.（監訳）『ソーシャルワークの倫理と価値』（サラ・バンクス著，石倉康次・伊藤文人・児島亜紀子監訳，法律文化社，2016年）

論 文

- 1.（単著）「社会福祉法人制度改革の論点と課題」（『2005年日本の福祉論点と課題』，大月書店，2005年）144-149頁
- 2.（共著）「若年世代のジェンダーとセクシュアリティに関する日瑞比較」（訓覇法子・石倉康次，『現代と文化：日本福祉大学研究紀要』第112号，日本福祉大学福祉社会開発研究所，2005年）1-19頁
- 3.（単著）「地域における人権課題と調査をめぐって」（『部落問題研究』176号，2006年）15-167頁
- 4.（単著）「大阪府人権意識調査の虚実」（『人権と部落問題』2007年2月特別号，2007年）80-110頁
- 5.（単著）「認知症の人の人権と介護視点の転換」（『人権と社会』2号，2007年）17-30頁
- 6.（単著）「戦後日本の社会福祉と部落問題の解決過程との交点をめぐって」（『部落問題研究』180号，2007年）46-67頁
- 7.（単著）「構造改革のもとでの社会福祉法人のあり方」（『保育情報』368号，2007年）2-14頁
- 8.（単著）「戦後社会体制の変化と部落問題解決への過程」（『部落問題研究』185号，2008年）126-157頁
- 9.（単著）「障害者の就労と自立支援—知的障害及び精神障害を持つ人の調査をもとに—」（『障害者問題研究』36巻2号，2008年）34-41頁
- 10.（単著）「住民自治・非営利・共同と社会福祉—供給を中心に」（『社会福祉学』49巻3号，社会福祉学会，2008年）114-118頁

11. (単著)「障害者の就労と多様な『自立』支援策の必要性—知的障害および精神障害を持つ人の本人調査をもとに—」(『立命館産業社会論集』44巻3号, 2008年) 41-62頁
12. (単著)「同和行政継続の根拠を問う」(『人権と部落問題』, 部落問題研究所, 2009年3月) 11-23頁
13. (単著)「今, 求められる介護保障とは—介護保険10年を終えての検証—」(『総合社会福祉研究』37号, 2010年) 2-18頁
14. (単著)「社会福祉の新自由主義的改革と社会福祉施設・事業の経営をめぐる言説の推移」(『立命館産業社会論集』47巻1号, 2011年) 115-136頁
15. (単著)「日本における生存権保障と公的責任」(『障害者問題研究』39巻4号, 2012年) 50-56頁
16. (単著)「もうやめるべき『人権意識調査』2010年度版大阪府『人権問題に関する府民意識調査』の検討」(『民主と人権』100号, 2012年) 1-15頁
17. (単著)「『税と社会保障の一体改革』の歪みとそれを正す力」(『総合社会福祉研究』43号, 2014年) 2-16頁
18. (共訳)「福祉国家は終焉したのか?—緊縮財政で揺れるイギリス—」(イアン・ファーガソン著, 黒川奈緒・石倉康次訳, 『総合社会福祉研究』43号, 2014年) 73-90頁

そ の 他 (調査報告等)

1. (共著)『福祉の公的責任と社会福祉法人等のあり方に関する「中間のまとめ」』(福祉を守る市民会議・広島, 2005年) 1-104頁
2. (共著)『福祉労働の専門性と現実 児童・障害・高齢施設における業務実態調査第一次報告書』(総合社会福祉研究所・福祉労働研究会, 2005年) 1-253頁
3. (単著)「社会福祉事業の場の構造転換と新たなルール作りの課題」(『福祉の公的責任と社会福祉法人等のあり方に関する「中間のまとめ」』, 社会福祉施設経営者同友会, 2008年) 21-29頁
4. (共著)「障害者(児)福祉事業に係わる事業者調査の結果」(『新しい公私関係の構築をめざす「準市場」化時代の非営利福祉事業体と公共部門の課題』, 科学研究費補助金基盤研究研究成果報告書, 2008年) 128-187頁
5. (単著)「足立区在宅介護サービス事業者アンケートの結果」(『変容する福祉市場と地域における福祉供給体制の再編』, 科学研究費補助金基盤研究研究成果報告書, 2010年) 38-72頁
6. (共著)『東日本大震災以降の福島県の保育所及び学童保育所労働者の労働と意識に関する調査報告書』同調査実行委員会 (2013年) 1-100頁
7. (共著)『福祉・介護事業所の経営実態と労働環境調査報告書』京都府社会福祉協議会 (2013年)
8. (共著)『沖縄における貧困の連鎖と困窮当事者の生活史—貧困の連鎖を解消する「現代の寺子屋」プロジェクト調査報告書—』(2013年) 1-134頁
9. (共著)『東日本大震災で被災地の福祉労働者が果たした役割に関する調査実行委員会「ここで、歩みつづける」』(2013-2014年)
10. (単著)「社会福祉法人制度改革の動向」(『障害者問題研究』42巻4号, 2015年) 210-213頁
11. (単著)「新オレンジプラン 活かせる点はここにある」(『福祉のひろば』2015年6月号, 2015年) 26-31頁
12. (単著)「福祉労働の質を維持できる人件費算定根拠の確立を」(『福祉のひろば』2015年12月号, 2015年)

年）34-38頁

13.（単著）「地域医療連携推進法人と社会福祉法人制度の改正の問題」（『住民と自治』2015年12月号，2015年）36-39頁

14.（単著）「社会福祉研究の課題と方向性—承認とケアの倫理にもふれて—」（『福祉のひろば』2017年3月号，2017年）8-11頁

Ⅳ. 社会における活動

2000年4月～現在に至る	「ヒロシマ母親ゼミ」世話人
2006年6月～現在に至る	総合社会福祉研究所理事長
2010年2月～現在に至る	部落問題研究所監事
2011年4月～現在に至る	社会福祉法人福祉の郷副理事長
2015年3月～2017年3月	京滋私大教連執行委員長

以上